

在留邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2021年8月11日

イスラエルから日本入国後の宿泊施設待機の実施 8/11

● 日本政府は、8月11日（水）、イスラエルを「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国」に指定しました。8月14日（土）午前0時以降、イスラエルから入国し、又は帰国する全ての方は、検疫所長が確保する宿泊施設において3日間待機し、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととなります。

（外務省海外安全ホームページ：広域情報）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C118.html

入国後3日目（入国日は含まれません。）の再検査の結果が陰性と判定された場合には、宿泊施設を退所いただくことができますが、退所後も入国後14日間は自宅等で待機する必要があります。

（日本国内問い合わせ窓口）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

海外から +81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

日本国内から 0120-565-653

【参考情報】

（厚生労働省ホームページ：水際対策に係る新たな措置について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

【問い合わせ先】

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP:

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更（3か月以上の滞在）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更（3か月未満の渡航）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメール配信を停止したい方は、以下のUR

Lから停止手続してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>